

船橋市救急車医師同乗システムに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防警防規程（平成31年消防局訓令第13号）に基づき、救急自動車に医師を同乗させる船橋市救急車医師同乗システム（以下「ドクターカー」という。）により、傷病者の救命率の向上及び予後の改善を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(運用体制)

第2条 ドクターカーは、1年を通じて24時間体制で運用する。

2 前項の規定にかかわらず、ドクターカーの運用は、次に掲げる非常災害に該当する場合は停止する。ただし、非常災害の状況及び同乗医師の確保の状況により消防局長が必要であると認めたときは、運用を再開する。

- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 大規模災害により、市内に甚大な被害が発生したと消防局長が認めたとき。

(同乗医師の構成)

第3条 同乗医師は、次に掲げる医師で構成し、ドクターカー同乗医師団（以下「同乗医師団」という。）とする。

- (1) 船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）に所属する医師
- (2) 一般社団法人船橋市医師会（以下「医師会」という。）に所属する医師

2 同乗医師団に団長を置き、医療センター救命救急センター長をもって充てる。

(同乗時間)

第4条 同乗医師のドクターカーへの同乗時間は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療センターの同乗医師は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日午前8時30分から午後6時00分までの間の時間帯
- (2) 医師会の同乗医師は、前号に規定する以外の時間帯

(出動基準)

第5条 ドクターカーの出動基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 心肺蘇生を必要とする傷病者、その他の重度傷病者が発生した場合
- (2) 傷病者救出に相当の時間を要し、その間に救命上の治療手段を必要とする場合
- (3) 多数の傷病者が同時に発生し、搬送順位の判定が困難な場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか同乗医師又は消防局長が必要と認める場合

(出動方法)

第6条 指令を主管する課長は、救急出動要請の通報内容又は救急現場に到着した救急隊長からの報告内容が、前条各号に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにドクターカーの出動を要請する。

(同乗医師待機場所)

第7条 医師会に所属する同乗医師の待機場所は消防局救急ステーション内とし、医療センターに所属する同乗医師の待機場所は医療センター内とする。

(同乗医師の救急救命処置)

第8条 同乗医師が行う救急救命処置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 血圧測定及び心電図モニター
- (2) 気管内挿管、吸引等の気道確保
- (3) 人工呼吸、酸素吸入等の呼吸管理
- (4) 輸液及び薬剤の投与
- (5) 胸骨圧迫及び除細動
- (6) 止血を含む創処置
- (7) その他同乗医師が必要と認めた処置

(同乗医師の研修等)

第9条 同乗医師は、救急現場における救急救命処置に関して必要な研修等（BLS、ACLS、PTLS）を受講するよう努めるものとする。

(救急隊に対する指示)

第10条 同乗医師は、救急隊員に対し救急救命処置に関して必要な指示を行う。

(資器材等の管理)

第11条 消防局特別救急隊の車両及び資器材の管理は消防局が行い、同乗医師が使用する資器材及び医薬材料等の管理は医療センターが行う。

(ドクターカー連絡協議会)

第12条 消防局は、ドクターカーの円滑な運用を図るため、船橋市ドクターカー連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に必要な事項については、別に定める協議会要綱による。

(協議)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会で協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。